

## 第46回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究・保全課

## 第46回独立行政法人評価委員会林野分科会議事次第

日 時：平成24年6月29日（金）10：00～12：15

場 所：中央合同庁舎4号館1219・1220・1221会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 独立行政法人森林総合研究所の平成23年度業務の実績に関する評価について
- (2) 独立行政法人森林総合研究所の平成23年度財務諸表について
- (3) その他

### 3. 閉 会

○酒井分科会長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまから第46回「農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の進め方等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局を務めます林野庁研究・保全課の佐野と申します。よろしくお願いたします。

それでは、まず会議の成立について御報告いたします。

本日は評価委員5名の方が全員出席しておりますので、農林水産省独立行政法人委員会令第6条第3項の規定により、本日の分科会は成立しております。

続きまして、資料の確認でございます。

本日お配りした資料は、時間割、議事次第、そして資料一覧のとおりとなっております。かなり大部となっておりますので、欠落等お気づきになりましたら、その都度随時事務局までお申し付けください。

次に、本日の議題につきましては議事次第を御覧ください。

1つ目として平成23年度業務の実績に関する評価について、2つ目として平成23年度財務諸表について、3つ目としてその他となっております。

次に、会議の進め方につきましては時間割を参考にいただければと思っています。予定では12時に閉会と考えています。

事務局からは以上です。

○酒井分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

最初に「独立行政法人森林総合研究所の平成23年度業務の実績に関する評価について」です。

まず事務局から、今回の業務実績の評価作業について御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明いたします。

平成23年度は第3期中期目標期間の初年度でありますとともに、東日本大震災の影響を受けた年度の業務の評価となりますので、委員の皆様におかれましてはその点を踏まえて評価いただけるようお願いいたします。

それでは、まず参考資料5を御覧ください。

これは総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」等でございますが、内容的には昨年度から改訂は行われていません。

その具体的な取組みにつきまして、7ページを御覧ください。平成24年5月21日付で政独委独立行政法人評価分科会から「平成23年度業務実績評価の具体的な取組について」が发出されています。

内容といたしましては、「第1 基本的な視点」関係に加え、「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係として、政府の方針等、保有資産の管理・運用等、内部統制、業務

改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価について個別に視点が具体的に記載されております。

その中で「第1 基本的な視点」関係でございますが、このうち5ポツ目に「被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価」が具体的な視点として上げられております。これは昨年12月9日に政独委独立行政法人評価分科会から通知された2次評価意見を反映させたものです。

なお、15ページ以降に「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」との新旧対照表を添付しておりますので、参考にいただければと思います。

平成23年度の評価にあたりましては、参考資料6の評価基準に基づき行っていただくとともに、今、御説明いたしました評価の視点及び具体的取組みの記載内容を踏まえて適切に行っていただければと思っております。

続きまして、参考資料7を御覧ください。

林野分科会における委員・専門委員の役割分担ですが、まず5名の委員におかれましては、特に分担を決めずに全体の評価を御担当いただければと思います。専門委員の皆様におかれましては、業務分野の評価については担当を決め、川上委員、肘井委員、箕浦委員、小島委員の4名の皆様には研究・育種分野を、加藤委員、田村委員、片桐委員の3名の皆様には水源林造成事業分野を御担当いただきたいと考えております。そして、総務分野につきましては担当を分けずに、委員、専門委員の皆様全員で御検討いただきたいと考えています。

なお、専門委員の役割分担は、少なくともこの分野は見ていただきたいということでございますので、分担以外の分野につきましても、分科会や7月に予定されておりますワーキング会合において御発言、評定していただいて構いませんので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○酒井分科会長 ただいま御説明がありました評価作業の手順につきまして、御質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、森林総合研究所の平成23年度の業務運営状況並びに自己評価結果について、法人から御説明をお願いいたします。

○鈴木理事長 森林総合研究所理事長の鈴木でございます。

本日は、平成23年度の森林総合研究所における業務の実績等の評価につきまして、林野分科会を開催いただきましてありがとうございます。

平成23年度は第3期中期計画の初年度となります。第2期中期計画の重点課題の区分である開発研究、基礎研究、育種事業、水源林造成事業等の4つの大きくくりは、第3期中期計画では研究開発と水源林造成事業等の2つの大きくくりに改められました。

また、平成23年度は国連の定めた国際森林年でもあり、我が国では森林・林業再生元年を標榜した年でもありました。国際森林年に当たっては、研究所の公開講演会を東京大学安田講堂で開催し、佐々木毅先生の「日本政治と森林」と題する基調講演を得て、大勢の参加を得ることができました。森林・林業再生に当たっては、各支所に産学官連携推進調整監を配置して、研究成果の社会還元に取り組んでいるところです。

我が国の喫緊の課題である東日本大震災の復旧・復興の取組みについては、特に海岸林の復旧と放射性物質の影響評価に積極的に取り組んでいるところです。原発災害をめぐる社会的責任として、研究所としては森林生態系における放射性物質の動態の解明を通じて森林汚染に関する科学的な知見を深めたいと考えております。

一方、森林は国民の社会的共通資本ですので、現在森林・林業再生プランが2020年に向かって高く掲げられているのですから、外部経済であるいわゆる多面的な機能の発揮についても社会に発信する好機ととらえて、積極的に努めてまいりたいと考えております。

本日はよろしくお願い申し上げます。

それでは、自己評価結果概要を担当から説明いたします。

○大河内理事 それでは、資料1「平成23年度評価単位自己評価シート」に沿って説明させていただきます。また、「平成24年版研究成果選集」の方に具体的に書いてありますが、恐らくそちらを参照する時間はないと思いますので、評価シートで主に説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

初めに、自己評価シートの目次を御覧ください。そこにあります大項目第1のA～Gまでを説明させていただきます。

なお、年度計画はすべて達成しております。そのためA～Eまでは自己評価を「a」、FとGは自己評価を「s」とさせていただきます。 「s」をつけた理由はそれぞれのところで御説明いたします。

年度計画についてすべて説明いたしますと時間が足りませんので、ポイントとなるところを説明させていただきたいと思います。

初めに、重点課題Aです。自己評価シートの1ページを御覧ください。重点課題Aでは造林の研究を行っております。

下の方にあります実績のところを御覧ください。最初の1行に「研究推進本部会議を新設」と書いてあります。これは森林・林業再生プランの情勢に対応したとしております。この研究推進本部会議は、政独委が平成22年度に出した「勸告の方向性」で指摘しました森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題の重点化を図るものとするということに対応しているもので、情勢に応じて課題間の連携の緊密化等を行いました。

重点課題Aの中身の方ですが、次の段落のスギの再生林の低コスト化がポイントとなります。コスト高で再生林がおろそかになっている実態を改善するため、低コスト化に取り

組んでおります。伐出、地ごしらえ、コンテナ苗植栽を同時進行させることにより、従来方式の13%~17%の労力で作業を行うことができました。緩傾斜地、中傾斜地では本方式が有利であることは明らかですので、今後これを展開していきたいと考えております。

次に、2ページの中段の実績のところを御覧ください。ここでは採算がとれない森林の広葉樹林化についての研究でございます。択伐等によりまして光環境を改善して、稚樹の成長を促進する方法を推進するために、択伐後いつまで林冠が閉鎖せずに好適な条件が維持できるか、林冠閉鎖モデルをつくって予測する手法を開発しました。

また、菌根菌の利用法も明らかにしました。

これらを取りまとめて「広葉樹林化ハンドブック2012」を発行いたしました。

次に、重点課題Bに移らせていただきます。4ページを御覧ください。

4ページの下の方に実績がございます。最初のところに伐出収支モデルを開発したということを書いております。

次に、5ページを御覧ください。上の方に北海道と四国の例が出ていますが、北海道では緩傾斜地の機械集材、四国では急傾斜地でタワーヤードを用いた集材を調査しまして、それぞれ生産性が大変高いことを明らかにいたしました。今後九州の低コスト再造林等と連携して、低コスト林業の実現に向けていきたいと思っております。

次が、5ページの中段になります。デジタルオルソ写真から本数密度の自動推計を初めとする解析に成功いたしました。これらは森林簿データの補完に活用できます。

また、その下の段落になりますが、県別の木造住宅着工数を推定することによりまして、林業シナリオをつくりました。このシナリオは、森林組合が今後大型機械を導入したり、人材の採用を増やしたりするような投資計画を立てる場合に、採算がとれるかどうかを予測するためのシナリオでございます。なお、震災との関係で対象地は再検討することにしております。

次に、重点課題Cに移らせていただきます。8ページを御覧ください。重点課題Cでは木材利用を研究しております。

8ページの中段にあります実績のところですが、間伐材を地盤用の木杭等に用いるために、丸太の接合方法、薬剤処理方法を開発いたしました。

その次の段落になりますが、木材の乾燥技術について、樹種、サイズごとに適切な方法を解明しまして、これらを取りまとめてマニュアルとして発行いたしました。

次に、9ページの方でございます。森林総研内につくりました実験住宅を用いて、木質内装とクロス張り内装で快適性に差があるかどうか調べました。その結果、どう感じるかという主観評価では両者に差はなかったのですが、生理応答では木質内装の方がリラックスしていて、木質内装のよさというのは無意識の反応になることがわかりました。

また、難燃処理木材を柱の表面に後づけすることによりまして、低コストで住宅や部材の難燃化を図る手法を開発するほか、多くの成果を今年度は上げてございます。

次に、重点課題Dに移らせていただきます。11ページを御覧ください。

11ページの下の方にあります実績のところを御覧ください。用材生産とバイオマス生産を同時に行うチップパー機能つきプロセッサとバイオマス対応型フォワーダを開発いたしました。それぞれ効率が上がることが確認されまして、バイオマス対応フォワーダは展示会に出品したところ、2台が売れたということでございます。

次に、12ページを御覧ください。上の方ですが、岐阜県高山市でのガス化プラントの研究でございます。伐出作業に伴い発生するバイオマスを対象としまして、実際の林道や資源量からどれだけバイオマスが供給できるかということが試算できるようなソフトを開発いたしました。また、ガス化プラントを導入した場合の製材工場での化石エネルギーや電力消費量の削減量を明らかにいたしました。

12ページの下の方の実績でございます。木質ハイパーペレットの大量製造に成功いたしました。現在は原料チップを外部から購入しておりますので試算値は少し高目ですが、これを製材工場などの安価な材料に変えることにより、更にコストダウンに努めていきたいと思っております。

次に、13ページの上の方になりますが、バイオエタノールの製造でございます。これは毎年改良を重ねておりまして、今年の最終的な結果でいえば、リグニンのマテリアル利用をすればリッターあたり100円を切るところまでまいりました。

このほか中段のところに書いてありますが、トドマツの葉の成分から環境汚染物質を除去する薬剤を開発いたしまして、これを「クリアフォレスト」という商品名で市販するに至りました。

更に福島第一原発の事故と関連しまして、セシウムを含む薪の影響等を明らかにいたしました。

次に、重点課題Eに移らせていただきます。こちらは地球温暖化の研究でございます。15ページを御覧ください。

15ページの下の方に実績がございます。冒頭に国立環境研究所の理事と話し合いをしたということが書いてございます。これは平成22年度の政独委の勧告の方向性にあります地球温暖化対策に向けた研究においては他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するというものに対応したもので、毎年度それを現実にするために実施しております。

15ページの下から4行目になりますが、森林・林業・木材産業を包括する炭素吸収量推定の統合モデルを更に改良しまして、これで現状シナリオと、木材生産と木材利用率を倍増する振興シナリオを比較したところ、2050年で両シナリオとも森林セクターは吸収源であり続けることと、木材製品が蓄積と見なされるため、吸収量の減少が現状シナリオの10%の低下にとどまるということがわかりました。この結果はCOP17等の国際会議での日本の議論を後押ししまして、伐採木材を炭素蓄積としてカウントすることに貢献いたしました。

16ページの中段では、違法伐採が問題とされているフタバガキ科の樹種を遺伝子で同定する技術を開発いたしました。

また、その下の段落になりますが、REDDプラスについて森林炭素のモニタリング手法の技術解説書を取りまとめました。

次に、重点課題Fに移らせていただきます。18ページです。こちらは水土保持になります。

下の方に実績がありますが、2番目の段落で渓流水質への窒素の影響が書いてあります。これは関東地方では人為に由来する窒素化合物が森林に降り注ぎまして、それが森林が吸収できる限度を超えたために渓流水へ流出しているという実態を明らかにしたものです。

こうした年度計画を十分達成した上に、今年度は震災対応の成果を上げました。こちらは19ページの上から2番目の段落になります。東京電力福島第一原発の事故でその汚染状況について実態を解明し、常緑のスギ林と落葉のコナラ林では違うということ、落葉の除去による除染効果についても、常緑と落葉の違いが反映することなどを明らかにいたしまして、林野庁のプレスリリースや施策に貢献いたしました。

19ページの下段の方の実績になりますと、こちらでは樹木の根が水平方向の斜面補強効果を有すること、あるいはレーザープロファイラーによる地表面データを比較することによって、山地崩壊の予兆がつかめるというような成果を上げております。

こちらでもそのほかに20ページの方を見ていただきたいと思います。東日本大震災の津波関連の成果を上げております。海岸林の現地実態調査あるいは津波の数値シミュレータ、このシミュレータは、実はインドネシア大津波のときにつくったものを昨年度の成果としてマツ林に適用して、今年度それが実際の津波のシミュレーションに使えたというものでございますが、これらを用いまして海岸林が津波被害を減らす機能を有することを明らかにして、海岸林の再生計画に貢献いたしました。

このようにこの課題は年度計画を達成し、かつ原子炉事故の影響解明、海岸林の津波減災効果の解明等によりまして行政及び国民生活に貢献したことから、「s」評価とさせていただきます。

それでは、次に重点課題Gの方に移らせていただきます。生物多様性と生物被害になります。22ページになります。

下の方に実績等を書いております。林業被害等が深刻なシカでございますが、この駆除を進めるために、シカ肉の有効利用を推進する必要があるわけですが、それに必要な衛生的な1次処理を研究いたしました。ヨーロッパで行われている方法を用いることにより、危険な細菌が出なくて、なおかつ一般的な細菌も少ない状態にすることができました。この成果は直ちに北海道の方に提供してございまして、北海道でこれを使っているということでございます。

23ページの方にまいります。上の方のところにマングースのことを書いております。マングースは駆除で数が少なくなってきてございまして、この先新しい方法を使わないと根絶にはなかなか至らないと言われております。そのための方法としてセンサーカメラを開発しました。センサーカメラはトラップよりも3倍発見効率が高いということが今回の調査

でわかりまして、これを集中的に配置し、発見された場合に畷を集中的に配置する方法で低密度の個体を排除する、そういう根絶に向けての技術的革新ができたということでございます。

また、23ページの中くらいにありますが、年度計画以外にマツ枯れの病原体であるマツノザイセンチュウの全ゲノムを初めて解読いたしました。これは今後の防除方法への応用が期待されるところでございます。

23ページの下の方にある実績でございますが、森林・林業再生プランで問題となりました皆伐と生物多様性の関係について明らかにいたしました。皆伐は原生林、成熟林に依存する生物にはマイナスになりますが、草原性、若齢性を好む種類にはプラスになります。このことから皆伐と生物多様性はバランスをとれば両立が可能でありまして、収穫方法としての皆伐を排除する必要はないという結論でございます。

小笠原関係では、在来生物を保存しながら外来の樹木、モクマオウを駆除する方法の開発、あるいはクマネズミ根絶後にその島にいなかった2種類の鳥が復活したという新発見、それと世界じゅうから絶滅したと思われていた海鳥が小笠原で再発見されたことなどが画期的な成果でございます。

これらプレスリリースされるような重要な成果が幾つかありましたので、本重点課題も「s」評価と自己評価をつけさせていただいております。

以上でございます。

○井上理事 それでは、引き続き私の方から重点課題HとI、更には(5)の研究基盤となる情報の収集と(6)の遺伝資源収集、保存、配布について御説明をさせていただきます。

まず評価シートの27ページ、重点課題Hでございますが、高速育種による新品種の開発についてでございます。

中段の実績のところでございますが、6行目辺りに評価の結果を書いております。年度計画でおおむね40品種の新品種の開発の目標に対して44品種、1割増の開発をいたしました。内訳でございますが、品質の優れたスギ品種31、マツノザイセンチュウ抵抗性品種が13でございます。特にザイセンチュウの抵抗性品種につきましては東北地方で開発したクロマツの抵抗性品種でございまして、東日本大震災で被災しました海岸防災林の再生復旧に資することが大変期待されているところでございます。

また、エリートツリー、いわゆる精英樹の第2世代の開発でございますが、今、候補木の選定を着実に進めているところでありまして、初期成長が優れている、更にはCO2の固定能力が大きいという観点で、温暖化対策、更には森林・林業再生プランで言われております低コスト造林に対しても効果が期待できるものと考えているところでございます。

また、28ページの実績の部分でございます。これは関連する技術開発についてでございますが、DNAマーカーの開発に必要なデータの取得、マツノザイセンチュウ抵抗性個体の父親鑑定と抵抗性の評価といったようなことの研究を進めているところでございます。

更にマツノザイセンチュウに対するクロマツの抵抗性の機構解明にも取り組みまして、クロマツでは、センチュウの侵入によってマツ自体が過敏に反応することによって枯死してしまうという機構、抵抗性クロマツではそれに対して特異のたんぱく質を発現することによってセンチュウを効果的に抑えていること等を明らかにいたしました。

以上のことから、重点課題Hにつきましては全体として年度計画を十分に達成したということで、「a」評価といたしました。

次に、重点課題Iでございます。評価シートの30ページでございます。遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発についてでございます。

全国のアカマツのDNA分析を行いまして、地理的に遺伝子組成が異なる、いわゆる南の方が多様性が大きいというようなことが明らかになりました。

また、2の実績でございますが、日本の樹木を種によって同定するDNAバーコード領域の収集とシステム構築を行ったところでございます。

更に31ページの3でございますが、スギの無花粉遺伝子に連鎖するDNAマーカーを開発いたしまして、家系内選抜における可能性を高めたということでございます。

また、ユーカリにおいては植物の成長を妨げるアルミニウムを無害化する物質を発見できたということでございます。いわゆる加水分解性タンニンというようなものが発現しているということでございます。

また、キノコ栽培の開発につきましては、青色LED照射によって収量の増加と節電を可能にする技術開発ができたところでございます。

加えて3についてでございますが、原発事故において放射能汚染の緊急対応として空中線量比率とスギの雄花の放射性セシウムの濃度の相関を解明いたしまして、スギ花粉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定する手法を開発したところでございます。

更にヒラタケの栽培においては、フェロシアン化鉄を栽培培地に混ぜることによりまして、放射性セシウムをヒラタケに移行することを低減できる技術開発を行ったところでございます。

また、4の実績でございますが、スギの不稔化に必要な遺伝子プロモーターを開発いたしまして、不稔化候補遺伝子を構築して組換えスギを作出するといったような研究も進めてきているところでございます。

以上のことから、重点課題Iにつきましては年度計画の目標を十分達成するとともに、政府の要請に応じた放射能の影響に対する対応等につきましても積極的に取り組んだということで、中期計画の達成に向けて大きく貢献いたしましたので「s」評価といたしました。

次に、シートの34ページでございます。研究基盤における情報の収集・整備・活用でございますが、いわゆる森林の成長だとか動態、森林水文モニタリングというようなものを継続的に実施しているところでございますが、データの収集、公開を着実に実施してきたことなどから、「a」評価といたしました。

更にシートの36ページでございます。遺伝資源の収集、保存、配布でございますが、これにつきましても目標の1,200点につきまして1,298点、キノコ類につきましても目標の100点につきまして102点を収集し、都道府県が要望する種苗の配布につきましても十分な対応ができたということでございまして、評価「a」としたところでございます。

以上、4点につきまして説明を終わらせていただきます。

○宮本理事 次に、森林農地整備センターの宮本でございます。

私の方からは中項目2の「水源林造成事業等の推進」、具体的には水源林造成事業と特定中山間及び農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る保全管理業務等の3点について御説明させていただきます。

なお、自己評価結果は、私ども年度計画に基づく事業が着実に推進されているということで、すべて「a」評価とさせていただきます。

資料は引き続き評価シートを使用させていただくとともに、こういう分厚い資料の後ろの方に「水源林造成事業等成果選集」が配付されておりますが、これも一部使わせていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まず評価シート38ページでございます。ここからは水源林造成事業に係る部分でございます。

水源林造成事業につきましては、従来から水源林造成事業の実施に当たって事業の重点化を進めてきているところでございますが、平成20年度からは新規契約については2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定することで、事業を重点化して実施しているところでございます。平成23年度におきましては38ページの表にありますように、110件、1,272ヘクタールの新規契約を実施したところでございますが、このような重要流域に限定して契約を実施しているところでございます。

評価シート40ページを御覧ください。こういう新規契約に当たりましては公益的機能の高度発揮を図る観点から、広葉樹等の現地植生を生かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とするという取扱いを中期計画で目標としておりまして、現実にもこういった契約内容で実施しているところでございます。

また、既契約分につきましても、長伐期化及び複層林化を推進しているところでございます。平成23年度におきましては、41ページの方の下の方にございますように、710件の契約につきまして契約変更を行いまして、長伐期化あるいは複層林化を進める契約内容に変更しているところでございます。

また、この既契約分につきましては現場の理解を得ながら進める必要があることから、成果選集の11ページにリーフレットを作成いたしまして、こういったものを配布しながら、地元、現地の理解を得ながら契約変更の進め方を進めているところでございます。

評価シート41ページ一番下の方に「期中評価の反映」とございまして、期中評価につきまして、これまで期中評価委員会におきましてチェックシートの活用が指摘されていると

ころでございます。チェックシートは成果選集の13ページに、「期中評価の反映」ということで間伐を例にとりましたチェックシートの中身が記載されております。このチェックシートを使うことによりまして、期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるという観点からこういう取扱いをしております。また、この内容につきましては、逐次内容を充実させながら現在に至っているところでございます。成果選集の14ページでございますように、各施業ごとにこういったチェックシートを使ったチェックを行いまして、直ちに施業する必要のないものを除外して実際の作業を実施しているところでございます。

評価シート42ページに搬出間伐と木材利用の推進という部分がございます。これにつきましては42ページの表でございますように、平成23年度におきましては9,262ヘクタールにつきまして搬出間伐を実施しているところでございます。

また、路網の整備につきましても、丈夫で簡易な路網整備をするために丸太組工法なども活用しながら、一部急傾斜地等におきましてはふとんかご工、石積工等の施工等を進めることによりまして、適切な路網整備を進めているところでございます。表の「平成23年度作業道の整備路線数」とございますが、729路線整備いたしまして、このうち丸太組工法を用いて施工した路線が358路線ございます。

評価シート43ページでございます。森林整備技術の高度化という観点から、検討会の開催等を進めているところでございます。これも成果選集の18ページにありますように、各整備局単位で検討会を進めているところでありまして、目的に応じまして1回以上各整備局で検討会を開催したところでございます。

また、研究開発との連携という部分も指摘されておきまして、これにつきましては成果選集の19ページにありますように、本所あるいは森林総研の各支所とも連携して進めているところでありまして、23年度におきましては5件の連携を実施したところでございます。

それから、評価シート43ページに「(3) 周辺森林との一体的な路網整備や間伐等の推進」とございますが、これはいわゆる森林整備協定の推進を図っているところでございます。成果選集の20ページ、平成23年度におきましては11件の民民あるいは官民連携した森林整備協定の締結を進めたところでございます。

次に、評価シートの45ページを御覧ください。事業内容の広報推進につきましては、これも成果選集の21、22ページの方で研究発表会等での発表状況が書かれておりますが、平成23年度に11件の発表を行いまして、21ページの一番上にありますものにつきましては林野庁長官賞を受賞したところでございます。

それから、さまざまな機会に広報活動も進めておきまして、成果選集の23ページ以降に各地のシンポジウムの開催等の事例を挙げさせていただいております。

次に、評価シートの48ページを御覧ください。事業実施コストの構造改革ということで、コスト構造改善プログラムに基づきまして造成コストの削減等に努めているところでございます。これも成果選集の29ページを御覧ください。ここがございますような各コスト改善項目に基づく措置を講ずることによりまして、目標の12%を上回る13.4%のコスト改善

に取り組んだところでございます。

次に、評価シートの50ページを御覧ください。以降、農用地関連業務について御説明させていただきます。

50ページの中で特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業につきましては、緑資源機構が廃止され、森林総合研究所に引き継いだときに、現に事業を実施しているもののみ引き続き事業を実施することになっていたわけですが、これらの事業につきましては平成24年度あるいは25年度までで事業の完了を予定しているところでございます。成果選集の32ページを御覧ください。そこに現在実施している事業名が掲げてございます。現在3か所で事業を実施しているところでございますが、この中で一番上の特定中山間事業の南富良野地区につきましては平成24年度まで、同じく特定中山間事業の邑智西部につきましては平成25年度まで、農用地総合整備事業の美濃東部につきましては平成24年度までということで、完了時期が非常に近づいてきております。これを予定どおり完了すべく現在着実に事業に取り組んでいるところでございます。

それから、事業の実施に当たっては地元に対して十分事業内容等、事業の状況の説明をするという計画になっておりまして、各地方公共団体、受益者団体等に対しまして事業の説明会等を開催いたしているところでございます。

評価シート50ページの一番下の方に「期中評価の反映」とございます。期中評価の反映につきましては、平成23年度におきましては期中評価の対象箇所はございませんでしたが、これまでの期中評価の結果を踏まえて、コスト縮減あるいは環境との調和などの面で事業に反映しながら事業の推進を図っているところでございます。

評価シート52ページを御覧ください。下の方にございますように、環境保全あるいは地域資源の活用に配慮した事業の実施が指摘されておりまして、成果選集の35ページ以降にありますように、環境関係の委員会等を設けまして環境保全対策の実施、検証を行うとともに、木材利用の推進あるいは舗装用再生砕石あるいは再生アスファルトの利用等の推進等の取組みを実施しているところでありまして、予定どおりの使用量も確保しているところでございます。

52ページの下の方の「b. 新技術・新工法の採用」でございます。平成23年度におきましては2件の新技術・新工法の採用を行ったところでございますが、内容につきましては成果選集の方の38ページに記述させていただいております。

評価シートの54ページを御覧ください。これは水源林でもございましたが、同様に事業実施コストの構造改革、構造改善に取り組んでいるところでございます。これにつきましてはコスト構造改善プログラムに基づきまして新技術の導入や計画・設計・施工の最適化等によるコストの削減に取り組んでいるところでございまして、成果選集の39ページに内容、個別項目が上げられておりますが、目標12%程度に対しまして12.1%のコスト改善を達成したところでございます。

次に、評価シートの55ページを御覧ください。ここは廃止・完了後の事業に関します債

権債務管理あるいは緑資源幹線林道の保全管理の業務についてでございます。

まず債権債務管理業務につきましては、旧林道事業に係ります賦課金、負担金、特定中山間保全整備事業等の負担金等の債権につきまして、計画どおり平成23年度分を徴収し、償還業務を確実に実施したところでございます。

それから、林道の保全管理業務につきましては成果選集の43ページを御覧ください。森林総合研究所に移った時点、平成19年度末におきまして46区間の林道がいわゆる地元移管がまだできていない状態でしたが、その後着実に地元移管を進めてきたところでございます。平成23年度につきましては区間全体を移管したものは4区間、区間の一部を移管したものは3区間地元移管を進めまして、22年度末11区間から、23年度末7区間まで移管を進めてきたところでございます。引き続き地元移管の適切な実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○福田理事 引き続きまして58ページ以降、私の方から御説明をさせていただきます。

共通部分でございます。基本的にこちらの方も計画を十分達成しているということで、すべての項目を「a」評価とさせていただきます。

最初に58ページの行政機関との連携あるいは産学官連携の関係でございます。

実施結果、58ページの中段にございますが、森林・木材への放射性物質の影響の関係などを含めまして、行政機関と密接な連携を特に図ったところでございます。

また、下の方にございますが、海岸林の被害の関係でも、海岸林の果たした役割は先ほど研究の方でも御説明がありましたが、これの復旧対策、二次災害の防止の観点でもいずれも幅広く行っております。

また、除染に関する委員会への専門家の派遣も下から2行目に書いてございます。

59ページになりますが、これらを含めて人間の数としてはほぼ前年と同じくらいでございますが、大変中身の濃い貢献ができたのではないかと考えております。

また、他の研究機関との連携・協力につきましては中段に表がございまして、大分実績が下がっておりますが、これは震災影響による予算の減少もありましたし、震災の関係は森林総研の研究者が直接近いこともありました。福島県直営で大体2割くらいの勢力を投入いたしまして対応いたしましたので、そういう関係もございまして若干数字が下がっているということです。

これらも含めて積極的に貢献できたと考えております。

61ページを御覧ください。成果の公表及び普及の促進でございます。年度計画の中でも国際森林年ということもありまして、公開講演会も積極的に行う、あるいはこれは例年同じでございますが、年平均1.0を上回るように論文を発表するというようなことを目標にしていたわけですが、61ページの下の方にございますとおり、「研究最前線」などで放射性物質の関連あるいはスギの花粉の関係でありますとか、これらのプレスリリースをした一方、62ページ3行目にございますとおり、「奇跡の一本松」の関係なども積極的に取り組み

をPRしたところでございます。

また、62ページ下の方でございますが、口頭及びポスターによりましてほぼ例年並みの1,100件、震災の影響で開かれなかった学会などもありまして、少し下がっておりますが、積極的に対応いたしました。

63ページ中段にございますとおり、1人あたりの平均発表論文数目標1.0を上回っております。

また、64ページ一番上のパラグラフでございますが、理事長からもお話し申し上げましたが、国際森林年を記念した催しとして所の研究成果を紹介するとともに、広く森林や林業に関わっている方と連携するということで、パネルディスカッションも含めて東京大学の安田講堂で公開講演会を開催したところでございます。

65ページの下の方には特許出願数が書いてございます。出願と登録の関係の時間的なものがありまして若干数字が変動しておりますが、これも例年どおり取り組んでおります。

更に67ページを御覧いただきたいと思えます。専門分野を生かしたその他の社会貢献ということでございます。これは地味な分野でございますが、分析及び鑑定等、例年どおり取り組みました。

また、67ページ(2)のところでございますが、特に森林・林業再生プランスタートということで、准フォレスター研修あるいは高性能林業機械作業システム研修等、これらに積極的に講師を派遣して取り組んできたところでございます。

68、69ページには個別研修等への対応がございます。ほぼ例年どおりの実績でございますので省略させていただきます。

71ページ、効率化目標の設定、これは第2期のときは一番最初に書いてあったのですが、いわゆる合理化項目でございます。年度計画のところでございますように、相変わらず一般管理費の3%、業務経費の1%の合計に相当する額の削減、あるいは水源林造成につきましては3%、11%の削減ということでかかっておりますし、給与水準の適正化、更に総人件費改革に取り組むとなっております。

実績でございます。71ページ一番下の行でございますが、研究開発に関しましては、業務経費1%減は1%減、一般管理費3%減につきましては5.2%ということで達成しております。

72ページを御覧いただきたいと思えます。水源林造成事業ですが、こちらの方は一般管理費で3%というところを22.7%削減し、大幅に超過達成いたしました。これは1行目のところにありますとおり、森林農地整備センター本部及び関東整備局の事務所の移転・共有化によりまして2億円弱の借り上げ経費を削減する効果が出てきており、それを含めたものということでございます。

また、人件費につきましても事業の完了、縮小等に併せまして、11%目標のところを15.3%削減ということでございます。

事業費につきましては、一方で11%のところを11.5%削減ということですが、

給与水準につきまして長い間御心配いただいております、72ページ一番下のところにございます。事務・技術につきまして99.6、研究につきまして99.5ということで、国家公務員と同水準になってございます。

総人件費改革につきまして、73ページの(3)のところでございますが、基準年度に対して6%以上の削減ということでございましたが、6.8%の減ということで達成しております。

続きまして、75ページでございます。資源の効率的利用及び充実・高度化でございます。

これは75ページの実施結果の最初のところでございますが、試験林についてデータベースを整備いたしまして、今後検討していくというところであります。

それから、移転・共有化のことがございます。10月末に実施したことをここにも書いております。

保有資産の見直しにつきましても、76ページの上から3行目でございますが、7資産を除却処分いたしました。

また、中段でございますが、連光寺実験林、島津実験林につきましては、実験林の見直しをするという方向で中期計画に書いておりますが、実験林における試験調査等の早期終了の検討を進めております。

また、下の方に書いてございますが、苗畑の業務につきましては例年どおり12件を外部委託しております。

77ページの上から3行目ですが、国への返納措置を適切に行っております。

また、3行目でございますが、職員の資質向上の面では、所内研修等にテレビ会議システム等を活用して積極的に取り組んでおります。

更に中段でございます表の上のところですが、博士号の取得者は、今年度は農学博士7名等によりまして、総取得者345名ということで、1ポイント上がりまして75%が取得していることになりました。

これらの取組みを進めていって、これについても「a」評価としております。

次に、81ページでございます。契約の点検・見直しの関係でございます。

実施結果の5行目くらいのところがございますように、23年度における随意契約は件数、金額ともに見直し計画を下回っておりまして、着実に進めたところがございます。ただ、括弧書きにありますように、その辺はかなりきっちり自己評価したところがございますが、契約総数に対する比率では上回ることになりました。これはその次のところに書いてございますが、放射線関係で緊急随契をどうしてもやらなければいけないということで、時間が迫っているということで緊急随契を行った、それから、事務所移転の関係で、これについては原状回復等の契約はどうしても契約上相手方が特定されてしまうので、随意契約にならざるを得なかったということで、これは4件ございます。こういうものも含めたということでございます。そこを付記させていただきます。

また、契約の適正化についても進めたところがございますが、82ページを御覧いただき

ますと、一番上のところでございますが、表のとおり金額では着実に減っているのですが、件数で増えているところがございます。これにつきましては冒頭の3行のところでございます。今まで新年度契約は全て4月1日以降にしていたのですが、会計システムの変更に伴い、早期入力が可能となりました。要するに前年度末に次年度の4月1日からの保守契約とか継続的な契約についてできるようになりまして、その分が40件ほどございましたので、件数が上がっているということでございます。

また、一者応札につきまして、82ページの真ん中のところでございます。一番最後の2行ですが、建設コンサルタント業務に関する一者応札については5件から2件に減少しております。これらについても取組みを進めているところでございます。

83ページの方になりますが、監事及び会計監査人との連携強化で、各局面において意見交換などを行って適切に取り組んでおります。

84ページ、内部統制の充実・強化でございます。今回は内部統制につきましては特に危機管理体制の整備ということで、実施結果の3行目のところにありますが、危機管理体制の整備、情報セキュリティの確保、外部資金の確保と3つについて点検して改善を図ったところ です。

特に危機管理体制の整備につきましては業務継続計画の検討、作製、これは要は大きな災害があったときにどういう部門から順番に直して行って、しかも基本的な機能を最後はどこで維持するのかという作業復旧システムですが、実践的な優先順位づけをした計画をつくったということがございます。これについては今回の震災の経験を生かしてつくってございます。

85ページでございますが、効率的・効果的な評価の実施及び活用で、例年どおり研究評議会等で外部委員を活用いたします。特に85ページの一番下の1行の上のparaになります。23年度につきましては初年度だということで、研究重点課題の自己評価にあたりましては事前推進評価会議で9つの研究重点課題ごとに外部評価委員を招いて開催いたしました。中期目標期間の研究計画について議論をし、その中でいかに効率的・効果的に成果を出したか検討して、取り組んだところでございます。

また、86ページの方になりますが、上から2行目のところでございますが、研究職員の勤勉手当に評価を反映させる、あるいは一般職員についても同様に人事評価に取り組むというようなことで着実に進めました。

87ページでございます。業務の効率化を反映した予算の作成及び運営です。

まず最初に、3%、1%などの効率化目標を盛り込んだ予算を作成しまして、計画どおり効率的に事業を進めるということですが、その中でも特に①にありますように契約電力を引き下げ、あるいは②のところですが、省エネ型にして大幅に電力使用量を抑えるということでございます。更に⑤にありますけれども、節電目標につきましても研究施設の輪番制なども行いまして、節電目標15%削減を達成してございます。

88ページでございます。自己収入の拡大に向けた取組みでございます。

これにつきましては、最初の表がございますが、実績は若干下がっております。これは国の予算が全体に縮小しているということもございました。特に科研費などは努力しておりますが、省庁からの研究受託、政府受託のところはかなり減少している。5億円減っていますが、そのうち4億円が政府受託のところ、これは政府の予算がそういうことで減っているということなので、これはいたし方ないところがございます。科研費などは取り組んで成果を上げております。

89ページになります。自己収入のところですが、林木育種収入のところは指摘事項の中にありますが、表の下にございます。勧告の方向性に基つきまして、種苗価格の引き上げを行ったところでございます。それで林木収入のところも1が2になっているところでございます。微々たるものですが、取組みを進めてきております。

92ページ以降、長期借入金等の着実な償還は約定どおり償還しております。

94ページ、効率化を反映した予算の作成及び運営ということで、これは先ほど申し上げました川崎のセンターの統合、移転・共有化等で実施されました。

また、95ページ、水源林造成事業につきまして、短期借入金の限度額36億円の範囲内の21億円で短期借入れをいたしまして、着実に年度内に返還をしたというところです。

96ページ、不要財産につきまして、事務所移転で使用できなくなった財産の国庫納付を着実に進めております。

97ページは施設及び設備に関する計画でございます。施設関係につきましては計画どおり実施してございまして、97ページ中段でございますが、計画に併せて更に復旧・復興に関わる施設整備、壊れたもの、あるいは老朽化して震災を契機に壊れたもの、あるいは非常用のもので設備が整っていなかったものについて取り組んでおります。

99ページのところに人事に関する計画がございます。

実施結果の2行目からですが、放射能対策はきちんと窓口を一本化して的確に対応しなければいけないということで、放射性物質に関わる業務を統括する放射性物質影響評価監を新設いたしました。

そのほか、理事長のお話にもありましたが、3行くらい後ろですが、各支所に産学官連携推進調整監を設置する取組みを進めているところです。

森林農地整備センター関係では中段3行目にありますが、事業の縮小に伴いまして本部直轄組織に再編したり、あるいは部の3課のうち1課を廃止して2課にするなど、これらを併せて適切な人材配置を行いました。

103ページでございます。環境対策・安全管理。今回特に放射能の関係もございましたので、これに従事する職員の安全配慮ということも、教育訓練も含めて行っております。

また、例年どおりでございますが、「環境報告書」をとりまとめ、PDCAサイクルに生かしてつくっております。

105ページ、情報の公開と保護でございます。

下から6行くらいですが、「情報セキュリティハンドブック」を作成して役職員に周知

を図るとともに、研修を着実に実施いたしました。

107ページ、積立金の処分でございます。これについては前期中期計画期間に震災の関係で工事ができなかったもの等を繰り越して実施しましたが、これについて実施結果のところでございますが、7件。これは23年度に着実に費用化することで、繰り越したものについては使っているということでございます。

更に108ページ以降に、先ほど事務局の方からお話がありました実績に関する評価の視点に対する対応状況ということで一覽的に、内容的には既に個々のシートの方で書かれているものを再掲しているものも多数ございますので、すべて説明するのは省略させていただきます。ポイントだけ、109ページの政府方針にどれだけ沿っているかということで、上から3分の1くらいのところに22年度の指摘事項においてとありますが、ポイントは研究課題の重点化、国立環境研との連携、種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大であります。これは以下にありますけれども、中段のところがございます中期計画でまず計画を重点化しまして、重点課題として9課題にいたしました。更にそれを踏まえて具体化する年度計画を定めまして、着実に研究を実施する際に研究推進本部会議を新設いたしました。連携を図りながら成果を確実にしていくという取組みをしたところでございます。

また、国立環境研につきましては先ほど御説明したとおり、中期計画及び年度計画策定前に理事同士の話し合いを持ちまして、それぞれの計画にお互いにきちんと反映させるという時期に話し合いをして、更に計画を踏まえた事業を進めていくということで連携を強化しているところでございます。

自己収入の拡大については先ほど御説明したとおりでございます。

110ページの方でございますが、前の政府の勧告の方向性ということで、森林レクリエーション機能等の活用技術の開発は廃止なさいというようなことがありました。中段の(2)のところでございますが、中期計画に位置づけておりませんので、行っておりません。

そのほか幾つかございますが、前に書いてあるところもありますので省略させていただきます。

119ページの方に森林農地整備センター関係の指摘事項がございます。119ページの下のところでございますが、事業の効率化、事業の廃止、本部及び関東整備局の移転・共有化、整備局及び水源林整備事務所の縮減、分室の廃止ということでございます。最初の3つにつきましてはもう既に御説明がありましたので省略いたしますが、後ろの2つ、整備局及び水源林整備事務所の縮減につきましては、今、検討を始めております。分室の廃止につきましては、先ほど返納したというところに分室の名前が出てきておったということで取組みをしたということで、121ページの方に「分室の廃止」と中段にあります。24年3月に国への返納措置を行いましたというところでございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました自己評価結果等につきまして、どなたからでも結構です

ので、御質問、御意見があればお願いいたします。

肘井専門委員、お願いいたします。

○肘井専門委員 19ページの評価単位Fのところ、原発事故に伴う森林の汚染に対していろいろ対応されたということで、これを加えて「s」評価という御説明だったのですが、これは今後非常に長期的にこういう対応をしていかなければならないと思うのです。99ページの人員計画のところ、放射性物質影響評価監の新設があったのですが、これからのこの問題に対する対応の体制というか、そういうものをもうちょっと詳しく御説明いただけないでしょうか。

○大河内理事 まず、去年の時点では当方にセシウムをはかる装置が全くなくて、すべて外注してやっておりました。この1年間でそういった装置を合計6台そろえまして、現在所内で分析ができるような体制になっております。その辺のところは先ほどの放射性物質影響評価監が全体を総括しているところでございます。

そのほか予算的には現在交付金プロジェクトでやっていますが、今、外部資金を獲得することを目指しております。

そういう形でプロジェクトチームとそういう測定をしていく体制の両方で現在対応しているところでございます。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。

島本委員。

○島本委員 地球温暖化の研究課題Eのところなのですが、文言なのかもわかりませんが、ちょっと説明文がよくわからないところがあります。16ページの上から2、3行目辺りなのですが、これは現状シナリオと振興シナリオを設定して、2050年までの炭素吸収量の予測を行ったという比較の結果のお話のところなのですが、何回読んでもよくわからないのが、「現状シナリオでは人工林の炭素吸収量は増加するが、中期的に木材製品が排出源に転じること」と書いてあるのですが、その1行下に「振興シナリオでは」、もうちょっと行くと、「木材製品が吸収源となるため、森林セクター全体での吸収量は現状シナリオの10%の低下に留まることを予測した」と書いてあります。現状シナリオと振興シナリオの違いは、木材生産量と木材利用率を倍増するということなのですが、一方で現状シナリオでは中期的に木材製品が排出源に転じると書いてあるのですが、振興シナリオでは木材製品が吸収源となるためという逆のことを書いてあります。振興シナリオと現状シナリオの違いによって逆の関係が何で生まれるのかよくわからないのですが、済みませんが御説明いただけますでしょうか。

○大河内理事 今、詳細についてここではできないので、この次にお話ししたいと思います。多分振興シナリオの方ではカスケード利用が入っているのだと思います。その辺についてはもう一度確認しまして御説明したいと思います。

○酒井分科会長 よろしいですか。

ほかに御質問はございますでしょうか。

○箕浦専門委員 課題AやBの中で低コストということをやったっていらっしゃいますが、1つコスト目標を持っていただいて、それに対して結果あるいは途中の成果についてどうなのだというような評価を加えてもらった方がわかりやすいのではないかと思います。

それから、課題Cの居住空間の快適性評価というところで、心理的な効果について成果を述べられていらっしゃいましたが、こういうデータは非常に少ないので、今後とも精力的にやっていたらと思います。

放射線の関係で、先ほど委員の方から御指摘がありました、実際チェルノブイリの状態でもまだまだ放射線が出ているというような指摘もございますので、長期にわたって先ほど触れていらっしゃいました体制、いろいろな評価についてやっていたらと思います。

それと各機関との連携なのですが、国立環境研以外に、例えばバイオエタノールですとかバイオガスの関係について、産総研あるいはNEDOの方もいろいろやっているとしますので、そういうところとの連携も進めていただけたらと思います。

あと成果の公表及び普及促進という点なのですが、学会の参加とか、発表とか、論文の発表数がございますが、ここの中で例えば引用文献、いろいろなところで引用された、そういうものも評価の対象にされたらどうかというような気がいたします。

○酒井分科会長 では、お答えをお願いいたします。

○大河内理事 最初のコストのことですが、今年はまだ途中ですので労力だけにしていますが、来年度このプロジェクトが終了しますので、コスト計算を全部して出したいと思えます。ターゲットとしては半減ということを目標としております。

それから、快適性についてはありがとうございました。今後も是非続けていきたいと思っております。

もう一つ、チェルノブイリでも長期間汚染が続いているということですが、私どももこの問題は特に今後生態系の中でどういうふうに動いていくかということについて長期的にやっていくつもりでございます。

3番目のバイオマス関係ですが、今年から所内で研究会をつくりまして、バイオマスについて今まではどちらかというと農水省がつくるプロジェクトの中で我々はやってきたわけですが、そういうことに限定されずに幅広く日本の中での位置づけを考えていくことに今年度の研究推進本部会議の方で決定いたしましたので、御指摘の点を踏まえて今後もやっていきたいと思えます。

最後に引用文献数ですが、これは技術的にはなかなか簡単ではありませんが、御指摘の点について、多分、今の時点で何とも答えられませんが、検討させていただきたいと思えます。

○鈴木理事長 1点補足します。放射線についてちょっとわかりにくかったかもしれません。資金的にそれぞれの交付金等ですとか外部資金のプロジェクトチームごとと大河内理

事が説明しましたが、そういうプロジェクトチームごとの取扱いと、もう一つは研究推進本部会議の中で研究として取り組む課題を検討していると申し上げましたが、その中で3つのうちの1つの課題が放射性物質影響評価委員会で、所全体としてどういうふうに取り組むかという委員会をつくって対応した。これはもう資金がどうあれ、いろいろなものを研究所としてどうシンセサイズしていくかということを考えているわけで、ラインが違うところで幾つかの形がございます。そういうことで御理解いただけたらと思います。

○大河内理事 済みません、ちょっと説明が小出しになってしまったのですが、24年度の研究推進本部会議で、今、3つありましたが、森林・林業再生プラン、これは23年度から引き続き、これが1つ、もう一つがバイオマス、3つ目が放射線です。この3つを所として現在研究会をつくって、問題に総合的に取り組んでいるところでございます。

○酒井分科会長 よろしいですか。

ほかに御質問はございますでしょうか。

田村専門委員、お願いします。

○田村専門委員 「水源林造成事業等成果選集」の13ページ、期中評価のチェックシートですが、多分皆さんは前年度までのチェックシートをお持ちではないと思うのでわからないと思うのですが、今年度からチェックシートの内容、中身が少し変わっています。これは自己評価シートにも書かれていたように、この分科会での指摘事項を踏まえて内容を改善していただいています。それについては私はこの委員をやっていてよかったなと思っております。

今回大きく変わったのは、様式の植栽地現況の区分の仕方なのですが、例えば今、「2. 生育遅れ」となっているのが、今までは「生育不良」という区分をされておまして、したがって、生育遅れとして、今は遅れているけれども、その中で今後生育が見込めないところと、今後挽回する可能性のあるところは区別するというような考え方に変わったということですね。だから、対応策の2に「生育遅れのうち、今後順調な生育が見込めない箇所を除外」ということで、そうすると今は生育遅れだけでも、何とか施業すれば生育が見込める区域も出てくるはずだと考えられます。ただ、下の集計の数字などを見て、これまでは生育不良とされたところは全部除外されてきたわけなので、こういうふうに変更されたことによって施業をする、除外しない部分がどれくらいあるのかなというのがもしわかれば、次回にでも教えていただけたらいいなと思います。

それから、今回新しくできたチェックシートの中で、私が見た限りでも数か所字句の間違いがあるように思いますので、その辺をチェックしていただきたいと思います。

以上です。

○酒井分科会長 ありがとうございます。

何かコメントはございますでしょうか。

○宮本理事 どうも御指摘を大変ありがとうございました。

生育遅れ、あるいは従来生育不良で、何となく生育不良のところは放置するのではない

かというような感じにチェックシートがなっていたものを、従来も必ずしも放置するというわけではなかったのですが、今回は生育遅れという表現にして、今後ともしっかりそこは観察といいますか、見ながら十分適切な施業をするところ、できないところを仕分けしていこうという発想にしたところでございます。引き続きここは適切に対応していきたいと思えます。また、今、字句のおかしなところがあるという御指摘もございましたが、十分内容を精査していきたいと思っております。

なお、この数字を2つに分解できるかという話がございましたが、少し検討させていただきたいと思えます。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。

早坂委員。

○早坂委員 42ページの「平成23年度搬出間伐面積の実績」というところなのですが、東北、北海道と関東、これは福島とか放射能の関連があるのかどうか。関東の方が285ということはかなり激減しているのか、それとも今までどおりだったのか。それから、スムーズに福島周辺、例えば宮城県の中ですと手入れができないとか切れないところはかなりたくさんあるのですが、そういう影響はあったのかなかったのか、教えていただきたいと思えます。その数字が関連するかどうか、お願いいたします。

○宮本理事 まず整備局別の搬出間伐面積の数字自体は今回の放射能関係でとりたてて大きく変わったというわけではございません。その地域の現状の中でこういう数字になっているということでございます。ただ、例えば福島でも私どもの契約地がございます。特に川内村辺りは相当ございます。そういう面では現在施業が事実上できないところも現実がございます。ただ、区域の見直しなども最近ございましたので、それを踏まえ、今後どういう施業が実際にその場でできるかは十分現地の状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

○酒井分科会長 では、続きまして川上専門委員、お願いします。

○川上専門委員 搬出間伐について関連してなのですが、42ページに「平均素材搬出材積10m<sup>3</sup>/haを確保する」とあるのですが、机上で考えると何となく少ないように感じます。勿論現場の状況、それから、林齢によって変わってくるのですが、その辺がどうなのかというのがまず1点です。

○宮本理事 搬出間伐につきまして、現在、民有林補助事業の中で5ヘクタールの集約化面積の中でヘクタール10立米以上という条件がついております。水源林造成事業については必ずしも同一条件ではないのですが、ある年度の間伐を実施するときに市町村単位で10立米以上の搬出を行うということで実際の運用を行っております。結果的には23年度での私どもの搬出間伐による搬出量はヘクタール18立米ということになっておりまして、現実的にはまさにおっしゃいましたように実際の立地条件もございまして、林齢等の状況もございまして。本当に搬出できないような場所を含めましての平均的な搬出量でございまして

で、例えば間伐量がそれだけであったというわけではなくて、搬出した量がそれだけであったということでございますので、現場の間伐が手を抜いているわけではないと考えているところでございます。

○整備課長 補足だけさせていただきます。補助事業で仕組んでいる分で22年度までは切り捨て間伐ということで認めていましたが、一挙に搬出間伐に切りかえをいたしましたので、切り捨ての部分が一部含まれていても5ヘクタールで平均で10立方以上という補助の要件にいたしました。余り高いハードルにならないように、全体で切り捨て部分があっても平均したときに10立方以上という補助の考え方でいたしましたので、先生の御指摘のように、一般的に考えたときに少し低目ではないかというのはある意味当たっている部分がございますが、補助をそういう形で搬出間伐に切りかえていただくためのことでそういうレベルを示させていただきました。

○川上専門委員 わかりました。ありがとうございました。

あと2点あるのですが、モデル木造住宅で快適性の評価をやられて、先ほど回答で今後も続けていきますということをおっしゃられていたかと思うのですが、具体的指標、自己評価シートの中の参考資料1の25ページでは研究期間が21～23となっていたので、私は23年度で終了なのかなと思って、もし終了なのだとしたら、この成果はどのように国民に向けて発表というか、公表されているのかなと思いました。その辺を教えていただければと思います。

○大河内理事 成果については勿論学会等で発表いたしますし、適当な時期にとりまとめて公表したいと思っております。

○川上専門委員 ありがとうございます。木造・木質化を推進していく上では非常にいい取組みなのかなと思いました。

○大河内理事 ありがとうございます。一応研究成果選集の21ページの方でございます。こちらの一番上が森林総研で開発したいろいろな技術を組み合わせましたモデル木造住宅でございますが、写真2のところに部屋の写真があると思うのですが、全く同じ2つの部屋をつくってありまして、片方が白いクロス張り、片方が木造で、どちらも入ってみると非常にきれいな部屋で、確かに視覚的にはどちらもいいのですが、これでリラックスしたのは木造の方だったということでございます。勿論クロス張りであって白い方も木造住宅ですが、これは視覚刺激が主だと思いますが、そういうことでございます。

○川上専門委員 ありがとうございます。なかなか一般の方が研究成果選集を目にするのも少ないのかなと思いましたので、できればいい形で公表していくといいのかなと思います。

以上です。

○酒井分科会長 ほかにございますか。

加藤専門委員、お願いします。

○加藤専門委員 質問ではないのですが、感想だけです。時間の関係で途中で抜け出すような形になるかと思しますので、自分の専門と関わります特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業につきまして、進捗状況は非常にいい形で推移しているのではないかなと思っております。内容的にもコスト縮減、更には環境との調和への配慮、新工法の導入、そういうものがきちんとなされておまして、この事業は25年度までという予定ですので、24年度、25年度引き続き今のような状態で、25年度には100%完了するように是非進めていただければと思っております。

以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

感想、御意見ということでよろしく申し上げます。

ほかにございますでしょうか。

三井委員、お願いします。

○三井委員 41ページ、水源林造成の契約変更実績についてです。いずれにしても従来の分収林や分収造林の場合についてもこういう形でもっての長伐期とかへの転換が必要だと思うのです。今回の契約変更はそれらのなかでパイオニア的な位置を占めていると思えます。41ページでは変更実績の数字が上げられているわけですが、実際の進捗状況や森林所有者側の動向はどういう状況なのか教えていただければと思います。

○宮本理事 先ほど御説明しましたように、新規契約は基本的にこういう姿でまずやっております。既存契約もこの方向での見直し作業を進めているわけですが、基本的には正直、現在の材価の状況等を踏まえますと、現場で説明した場合に、長伐期に対しては余り抵抗感がないといいますか、比較的スムーズに長伐期化は同意が得られるという状況にあるのが現実的な状態でございます。ただ、そうはいつでも実際になかなか契約変更できないのは、いわゆる林地所有者の皆様方が非常に分散などをしていて、例えば相続未完了で全員の同意が得られないとか、こういう場合になかなか進まないのが私どもの実態でございます。

複層林の方はやはり現場の実態もございまして、複層林にみんなしようという感じにはなかなかないのが現状で、実際にも件数が少ないのが実態でございます。

○酒井分科会長 では、よろしいでしょうか。

そういたしましたら、続きまして森林総合研究所の平成23年度財務諸表について御説明をお願いいたします。

○総研総務部長 それでは、財務諸表の関係を説明させていただきます。平成23年度の財務諸表を前年度の数字と比較できるように、お手元の資料の中、先ほど成果選集を使っておりましたが、この下の方に「財務諸表説明資料」がございまして、それと資料3「平成23年度財務諸表等」の本体を用いて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

まず決算における前年度との主な変更について説明します。独立行政法人会計基準の改

定により、3点について変更しております。

1点目は、セグメント情報の開示方法が主要な資産項目、事業費用及び業務収益の内訳を開示することとなりました。

2点目は、固定資産の減損額の会計処理が中期計画等で想定した業務運営を行ったか否かにより処理を行っていましたが、今回から特定・非特定、この特定というのは独法移行時の国からの資産譲渡及び施設整備費による資産でございます、非特定は運営費交付金及び受託研究費等による資産になりますが、この特定・非特定の区分により資本取引か損益取引を採用し、表示することとなりました。

3点目は、固定資産の処分時の会計処理方法を資本・損益取引にするかの判断基準を代替資産の取得予定の有無にかかわらず、取得時の会計処理となり、水源林勘定の主伐時の会計処理が損益取引から資本取引へ変更しております。

それでは、まず厚い方の資料3「平成23年度財務諸表等」をお開きください。当法人は研究・育種勘定と特定地域整備等勘定及び水源林勘定の3勘定からなっており、44ページ～54ページが研究・育種勘定の財務諸表、55ページ～66ページが特定地域整備等勘定、67ページ～77ページが水源林勘定の財務諸表となっております。そして、1ページ～43ページまでが以上の3勘定を合わせた法人単位の財務諸表となっております。それぞれの勘定では事業の性格が大きく異なりますので、3勘定を合わせたものにつきましては1ページ～2ページの貸借対照表におきまして、当法人としての資産合計及び負債、純資産合計が平成23年度末で1兆1,798億円であること、3ページ～4ページの損益計算書におきまして平成23年度の当法人の経常費用合計が1,275億円、経常収益合計1,279億円と、3勘定合わせて1,270億円強規模の研究及び事業を実施していることを御報告させていただくことにとどめることといたします。

あとは各勘定ごとに説明させていただきます。

なお、通則法第39条に基づきます会計監査人による監査を終了していることを御報告いたします。

私からは研究・育種勘定の財務諸表等について説明させていただきます。

薄い方の資料「財務諸表説明資料」1ページの貸借対照表比較表を御覧ください。

なお、時間の都合で資料は1,000円単位で表記してありますが、四捨五入して100万円単位で説明させていただきます。

貸借対照表は、業務を行うために必要な資金等をどのように調達して、それがどのような資産となっているのか、当該会計年度末の状況をストックとしてあらわしたものでございます。

最初に資産の部について説明します。

資産の大部分は土地、建物等の固定資産ですが、そのほかに現金、預金等の流動資産を14億14百万円有しております。

流動資産の中で、現金及び預金が3億29百万円減少しておりますが、これは平成22年度

において前中期目標期間における運営費交付金債務を全額収益化して、平成23年度に国庫に納付したことによるものでございます。

また、未収入金が前年度より1億97百万円減少しておりますが、政府等受託収入の未収入金が前年度に比べ1億94百万円減少したことによるものでございます。

固定資産は前年度に比べ7億14百万円減少しておりますが、これは毎年度発生する建物、施設等の減価償却が主な要因となっております。

流動資産と固定資産を合わせた資産合計は461億90百万円となっております。

次に負債の部ですが、平成23年度から平成24年度に引き継いだ短期の債務である流動負債は13億84百万円となっております。

そのうち運営費交付金債務が4億83百万円となっておりますが、人件費予算に対する執行額の差と事業費、これは第3次補正予算が主なものでございます。

固定負債は独法設立時に国から無償譲渡されたり、その後運営費交付金等により購入した機械、機具等に係る長期の債務であり、流動負債、固定負債を合わせた負債合計は27億4百万円となっております。

最後に純資産の部ですが、これは独立行政法人設立時に国から引き継ぎました土地、施設等に当たる資本金、その後の施設等の取得や減価償却による資本金の増減をあらゆる資本剰余金及び業務活動によって生じた利益または損失の累計をあらゆる利益剰余金からなっており、その合計額は434億86百万円となっております。

利益剰余金についてですが、前年度に比べ8億48百万円減少しておりますが、これは平成23年度が第3期中期計画の初年度であり、前中期目標期間の積立金のうち7億30百万円、これは運営費交付金が6億56百万円、自己収入74百万円となっておりますが、これを国庫に納付したことが主な要因となっております。

以上、負債と純資産を合わせた負債純資産合計は461億90百万円となっております。

次に、損益計算書比較表を御覧ください。

損益計算書は、当該年度中に要した費用と、それが生み出した収益を明らかにし、年度内の活動がもたらした損益をフローとして示したものでございます。

まず人件費全体で3億50百万円減少しております。これは退職金支給額が3億34百万円減少したためでございます。

また、業務委託費が3億30百万円減少しております。これは主に国からの受託研究による再委託が減少したことによるものでございます。

なお、総額では前年度に比べ7億13百万円減少しております。

次に、経常収益についてですが、受託収入が前年度に比べ4億77百万円減少しております。これは国からの受託研究の契約方法の変更によりまして再委託費が減少したためでございます。

運営費交付金収益については、平成22年度が前中期目標期間の最終年度であり、債務残高の全額を収益化したことにより増加したため、平成23年度においては10億5百万円減少し

ております。

計上収益において前年度に比較して15億32百万円減少しておりますが、中期目標期間の最終年と初年度との違いによるものが主な要因であり、法人の業務運営が影響しているものではございません。

経常収益から計上費用を差し引いた経常損失については1億18百万円発生しております。これは受託費で取得した資産よりも減価償却費が上回ったためでございます。

以上により、当期純損失として1億19百万円発生しております。ただ、これは当期純損失と前中期目標期間繰越積立金取得額とを合わせた1億34百万円が当期総利益として発生しております。

次のページをお開きください。

キャッシュフロー計算書ですが、これは当該年度内の現金の出し入れを明らかにしたものです。資金期首残高8億63百万円に対して、期末資金残高は5億34百万円と、3億29百万円減少しております。

次に、行政サービス実施コスト計算書について説明いたします。

研究業務費、一般管理費など、損益計算上の業務費用と、それには計上されない損益外の費用とを合わせた当期の総コストは127億31百万円となっており、これから受託収入など行政サービス実施コストには算入しない当期の収入13億69百万円を控除した113億61百万円が当期の行政サービス実施コストとなります。

次に、利益処分に関する書類の案について御説明いたします。資料3「財務諸表等」本体の48ページをお開きください。

損益計算書による当期総利益は1億34百万円発生しておりますが、多摩森林科学園の入場料など自助努力に係る収入について、年度計画額約80百万円ですが、これを上回る収入が発生しておりませんので、目的積立金は計上せず、すべて積立金に計上することとしております。

最後に、決算報告書について説明いたします。「財務諸表等」本体の78ページをお開きください。

平成23年度の前算額は収入、支出ともに138億35百万円であったのに対し、決算において収入は120億34百万円、支出は115億17百万円となっております。

収入において決算額が予算額より減少しているのは、施設整備費補助金、これは特に東日本大震災に係る3次補正予算に係るものですが、これが繰り越しとなったことによるものであり、それに見合う分、施設整備費の支出も減少しております。

決算における収支差5億17百万円については、運営費交付金債務4億83百万円と自己収入に係る利益によるものでございます。

以上をもちまして研究・育種勘定についての説明とさせていただきます。

○総研総括審議役 それでは、引き続き、森林農地整備センター関係の特定地域整備等勘定及び水源林勘定の財務諸表について御説明をいたします。

森林農地整備センターにおきましては、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、水源林造成事業等を実施しておりますが、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び旧緑資源幹線林道事業につきましては特定地域整備等勘定で経理し、水源林造成事業等につきましては水源林勘定で経理をしております。

それでは、先ほどから説明しております薄い方の「財務諸表説明資料」の3ページに特定地域整備等勘定が書かれております。

上の貸借対照表について、まず御説明をいたします。

貸借対照表は年度末における資産、負債、純資産の状況を表しております。

まず、上にあります資産の部ですが、22年度の決算額の資産合計3,088億円に対しまして、23年度の決算額は2,015億円ということで、1,073億円の減となっております。これは旧緑資源幹線林道の移管等による林道建設仮勘定451億円の減、それと農用地総合整備事業の区域完了による農用地整備建設仮勘定598億円の減が主な要因となっております。

次に、その下の欄の負債の部ですが、22年度決算額の負債合計3,016億円に対しまして、23年度決算額は1,958億円と、1,057億円の減となっております。これは旧緑資源幹線林道の移管及び特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業の完了区域の譲渡に伴います建設期間中に受け入れました補助金及び負担金、賦課金の振替による減でありまして、資産見返補助金等で771億円の減、負担金等の前受金で152億円の減となっておりますほか、借入金の減が主な要因となっております。

続きまして、下の純資産の部ですが、22年度決算額の純資産合計72億円に対しまして、23年度決算額は57億円ということで、16億円の減となっております。これは第2期中期計画期間中に積み立てておりました積立金の一部を国庫納付したことに伴う利益剰余金13億円の減及び先ほど説明が出ておりました分室とか共同住宅の不要資産を現物により国庫納付したことに伴う資本金3億円の減が主な要因となっております。

このように特定地域整備等勘定におきましては各事業で事業完了に向け計画的な事業を実施しておりまして、各事業の進捗に伴いまして資産及び負債が減少していくといった傾向がございます。

それでは、引き続き損益計算書について御説明をいたします。下の方の表でございます。

損益計算書は23年度中に発生した費用及び収益の状況を表しております。下から3段目です、平成23年度の当期純利益は69百万円となっておりますが、これは移管・完了した各事業における投資額を譲渡原価として費用計上し、その事業の財源となる補助金を資産見返負債戻入、負担金等を割賦譲渡収入として収益計上しているため、収支が均衡しているということから、その他経常費用である財務費用の27億円に対し、経常収益である割賦利息収入が27億67百万円となっていることが主な要因となっております。

また、23年度の当期総利益、一番下ですが、2億1百万円となっておりますが、これは当期純利益が69百万円発生したことに加えまして、前中期目標期間繰越積立金から1億32百万円を取り崩したことによるものであります。

この利益処分につきましては厚い方の資料3「平成23年度財務諸表等」の59ページを御覧いただきたいのですが、「利益の処分に関する書類（案）」のとおり、積立金として処理をすることといたしております。

次に、また薄い方の「財務諸表説明資料」の4ページを御覧いただきたいのですが、上にあるのが特定地域整備等勘定のキャッシュフロー計算書でございます。これについて御説明します。

キャッシュフロー計算書は当該年度の資金の流れを整理しており、23年度は資金期首残高49億円に対しまして、業務、投資、財務活動すべて合わせた収入額が359億円、支出額は372億円となりまして、資金の期末残高は36億円となっております。

続きまして、下の表で特定地域整備等勘定の行政サービス実施コスト計算書について御説明をいたします。

総コストは、旧緑資源幹線林道、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業の3事業の移管完了に伴います投資原価及び一般管理費などの業務費用と政府出資等の機会費用等を合わせた1,117億円となっております。

一方、行政サービス実施コストには算入しない当期の自己収入は、3事業の移管区間・完了区域に係ります負担金、賦課金の収入を合わせた300億円となっております。差引きされた23年度の行政サービス実施コストの額は、一番下にあります817億円となっております。

続きまして、同じ資料の5ページを御覧いただきたいと思います。5ページからが水源林勘定でございます。

まず、水源林勘定の貸借対照表について御説明いたします。

資産の部ですが、22年度の決算額資産合計9,106億円に対しまして、23年度の決算額は9,322億円と、216億円の増となっておりますが、これは水源林造成事業の投資等によります水源林209億円の増が主な要因となっております。

続いて負債の部ですが、22年度決算額の負債合計1,867億円に対しまして、23年度決算額は1,795億円と、72億円の減となっております。これは借入金の減が主な要因となっております。

下に行きまして純資産の部ですが、22年度の決算額の純資産合計7,239億円に対しまして、23年度決算額は7,526億円と、288億円の増となっております。これは政府出資金の受入れによります資本金の108億円の増と、補助金の受入れ等によります資本剰余金175億円の増が主な要因となっております。

水源林勘定におきましては、造林木である水源林資産が生育段階であり、また、今後は長伐期化施業等も実施されるため、水源林という資産及び政府出資金、資本剰余金といった純資産が増加していくといった傾向にございます。

引き続き下の水源林勘定の損益計算書について御説明をいたします。

23年度の当期純利益は4億44百万円となっております。これは水源林に資産計上しない共通管理経費や支払利息で国により財源措置されたものを一般管理費及び財務費用として

費用計上いたしまして、その額に見合う国からの財源措置を国庫補助金収益、資産見返負債戻入及び財務収益として収益計上しているため、収支が均衡しておりますことから、その他経常費用であります分収造林原価の1億20百万円に対しまして、経常収益である分収造林収入が3億51百万円となったことが主な要因となっております。

また、23年度の当期総利益は、前中期目標期間繰越積立金の取崩しもないことから、当期純利益と同額となっております。

この利益処分につきましては、先ほどと同じように厚い方の資料「平成23年度財務諸表等」の71ページの「利益の処分に関する書類（案）」のとおり、積立金として処理することとしております。

次に、また薄い方の「財務諸表説明資料」に戻っていただきまして、6ページでございます。

上がキャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書で整理される当該年度の資金の流れといたしましては、23年度資金期首残高50億円に対しまして、業務、投資、財務活動すべて合わせた収入額が423億円、支出額が453億円となり、資金期末残高は19億円となっております。

続きまして、下の行政サービス実施コスト計算書について御説明いたします。

総コストは、水源林造成事業に係る植栽及び保育等の事業の投資原価を整理している分収造林原価、一般管理費などの業務費用と政府出資等の機会費用等を合わせた125億円となっております。

一方、行政サービス実施コストに算入されない当期の自己収入は、間伐木等の販売や解約等に係る保証金の収入を整理している分収造林収入などの収入を合わせた9億円となっております。

差し引かれました23年度の行政サービス実施コストの額は116億円となっているところでございます。

次に、平成23年度の決算報告書について御説明をいたします。厚い方の資料3「平成23年度財務諸表等」の79ページを御覧ください。

79ページの上が特定地域整備等勘定の収入支出決算書です。

収入は、A欄の予算額計で253億円に対しまして、その右の決算額276億円となっております。収入において決算額が予算額より増えておりますのは、主に、短期借入金収入が21億円、業務収入が14億円増加した一方、事業の繰り越しに伴います補助金及び長期借入金10億円翌年度に繰越になったことにより減少したことによるものでございます。

下の支出につきましては、A欄、予算額289億円に対しまして、B欄、決算額264億円となっております。支出において決算額が予算額より減少しておりますのは、主に特定地域等整備事業と林道事業の事業繰越によるものでございます。

引き続き、下の水源林勘定ですが、収入は、A欄の予算額439億円に対しまして、B欄の決算額は412億円となっております。収入において決算額が予算額より減少しておりますの

は、主に業務収入が5億円増加した一方、事業の繰越に伴う補助金を翌年度へ34億円繰り越したために減少していることによるものでございます。

支出につきましては、A欄、予算額443億円に対しまして、B欄、決算額が405億円となっております。支出におきまして決算額が予算額よりも減少しているのは、主に造林事業等の事業繰越によるものでございます。

財務諸表につきましては以上でございます。

○酒井分科会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました財務諸表についてですが、昨日付で大臣から諮問が行われております。

どなたからでも結構ですので、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

経塚委員、お願いいたします。

○経塚委員 私の方からは若干皆様の委員の方々の参考となるかと思われるコメント等も含めて意見を申し上げたいと思います。

まず1つ目として、6月15日付で会計監査人の方から財務諸表について無限定適正意見を受領しているということを伺っております。

続いて、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点に関連しながら若干のコメント等をさせていただきます。財務状況について当期総利益といったものについて発生要因が明らかにされているかということにつきましては、今、説明をいただきましたとおり、発生要因については分析されており、また発生要因そのものについては法人の業務運営等に問題があるといったものではないと考えております。

また財務に関連して運営費交付金債務は未執行については内容が明らかになっているかということでございます。当期は100億円ほどたしか交付を受け、5億円弱残っておりますが、この未執行につきましては先ほど御説明をいただきましたとおり、理由が明らかになっているものと受けとめております。

不要財産等の件につきましては、特定地域整備等勘定の中で今後の事業の減少を踏まえたところで出先の整備局の事務所の廃止等に伴いまして、2か所ほど、岩手県と杉並区の方の物件で現物の返納がありました。こういった返納を評価するに当たっては、ほかにないかとか、そういうことが気になるのですが、今回の返納につきましては中期計画や23年度の計画にのっとって国庫納付されているということでございますので、計画どおり順調に進んでいるものと受けとめているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○酒井分科会長 ありがとうございます。

御意見ということだと思っておりますが、何かコメントはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。ございませんでしょうか。

そういたしますと、質疑はここまでといたしまして、ただいまの財務諸表につきまして

林野分科会の意見を決定いたしたいと思います。林野分科会として特に意見なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○酒井分科会長 異議なしの声がございました。どうもありがとうございます。

それでは、議題「その他」に移らせていただきます。今後の日程等について、事務局からお願いいたします。

○事務局 今後の日程につきまして御説明させていただきます。

参考資料9を御覧ください。薄い1枚紙です。よろしいでしょうか。

まず、本日6月29日ですが、第46回の林野分科会を行ったところです。

今後7月27日に林野分科会のワーキング会合を行います。この場で評価案を検討してまいります。

8月24日に第47回の林野分科会を行いまして、平成23年度の評価結果を決定していただきたいと思っております。

なお、7月のワーキング会合と8月24日の林野分科会は本日の会場と場所が変わりますのでお気をつけください。

続きまして、参考資料8を御覧ください。

ワーキング会合への準備といたしまして、7月13日までにそれぞれの担当分野につきまして参考資料8の様式により御意見をいただきたいと思っておりますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

また、今年度も昨年と同様、7月上旬に分科会事務局のホームページで業務実績報告書を掲載して意見募集を行うこととしております。

事務局からは以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明がありましたように、本日の会議終了後、皆さんには森林総研の評価の担当する部分について御意見、評価案等を提出していただくこととなっております。短期間ではありますが、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

今後の日程等につきまして何かございますでしょうか。

○島本委員 いつものことなのですが、エクセルシートでフォーマットを送っていただけののでしょうか。

○事務局 いつもどおり送らせていただきます。

○酒井分科会長 非常に大変な仕事になるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

ほかによろしいですか。

それでは、事務局から御説明がありましたように、本日の会議終了後、皆さんには森林総研の評価の担当する部分について御意見をお願いすることになっております。よろしく申し上げます。

それから、今後の日程等につきまして、よろしいでしょうか。異議はございませんね。よろしいということで、本日予定しておりました議事は以上です。

本日配布されました資料のうち、参考資料につきましては委員限りとさせていただきます。

今回の議事録につきましては、まとめ次第事務局から各委員に送付し、御了解を得た上で確定し、その後公開することにいたしたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、予定の議事を終了いたしましたので、第46回林野分科会は閉会とさせていただきます。どうも長い時間ありがとうございました。